

令和3年度第1回会議の概要

令和3年度 第2回 久御山町上下水道事業経営審議会
令和3年7月20日(火)15:00～

久御山町 事業建設部 上下水道課

【目次】

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 令和3年度第1回会議での主なご質問・ご指摘事項 | 2 |
|---|-------------------------|---|

| | | |
|---|----------|---|
| 2 | 財政計画について | 4 |
|---|----------|---|

1 令和3年度第1回会議での主なご質問・ご指摘事項(1/2)

| No | 委員質問・指摘事項要旨 | 審議会回答要旨 | 検討内容 | |
|----|--|--|------|-----|
| | | | 趣旨 | 説明等 |
| 1 | 他会計からの繰出しの考え方について、他市町村ではどういった基準を設けて繰出基準を設定しているのか。 | 近隣市町を含め、全国的にも現在の本町と同じく、資金不足額を繰入れる方法が多い。一方で、総務省の繰出基準で示された項目について、基準を超えて繰入れるという方法や、財政状況を見ながら財務部局と調整して額を定める方法もある。 | — | |
| 2 | パターン③では40%という仮定だが、この負担割合の数値の妥当性について、どのように説明できるのか。 | パターン③の40%は、繰出基準にある流域下水道に要する経費の項目の基準を準用しているが、目標資金残高の運転資金1.5億円と災害復旧費10億円、合わせて11.5億円を達成できる基準として設定している。 | — | |
| 3 | パターン③と④では、当初の整備に大きな負担があるため、繰入対象の企業債を令和3年度以前のものとしているが、今後の見通しを含めて限定して大丈夫なのか。 | 国の財政審において示された方針も踏まえた上で、修繕改築については、下水道使用料と基準内繰入で賄えるように経営努力を図りながら進めていきたいと考えている。 | — | |
| 4 | 資金不足額を繰入れる方法は、資金蓄積を促進できる繰入れにはなっておらず、経営は安定するが、逆に今後実質的な経営ということにもプラスにはならない。 | — | — | |
| 5 | 公営企業会計で毎年決まったような繰入れを実施することを禁止する条項がないか調べたが確認できなかった。市町村の実情に応じて基準を作ることは問題ない。 | — | — | |
| 6 | パターン③の40%では十分な資金があるように見えるが、下水道使用料の値上げはしなくてよいのか、今後の更新費用を考えるとそれでも値上げは必要か。 | シミュレーションは、今後の修繕改築の費用も考慮したものであり、検討方針で示すとおり、現行の使用料体系を維持したいと考えているが、長期シミュレーションのため、使用料収入が下振れしたときのリスクはある。それも踏まえて資金確保を図りたいと考えている。 | — | |

1 令和2年度第5回会議での主なご質問・ご指摘事項(2/2)

| No | 委員質問・指摘事項要旨 | 審議会回答要旨 | 検討内容 | |
|----|--|---|------|-----|
| | | | 趣旨 | 説明等 |
| 7 | パターン⑤の条件は、30年後以降も残ることになるため、パターン③が一番理想的だと考える。 | — | — | |
| 8 | 現行の繰入れ方法では、長期的な視点に立った事業経営が行えないという説明だが、現行の方法でも意識を持てばそういった事業経営が行えるのではないか。 | 経済性の発揮という課題もあるが、現行の方法では資金はゼロベースとなり、必要な資金確保ができないという問題がある。災害時には、町も復旧に多額の資金が必要となることから、下水道事業として速やかに復旧が図れるように資金を確保する必要がある。 | — | |
| 9 | 【審議会の結論】 将来起こり得る大規模災害に備え、できる限り早期に目標資金残高を確保する必要があるという観点から、公費負担(基準外繰入)のあり方については、パターン③が理想的である。 | | — | |

2 財政計画について

令和3年度第1回会議で示した公費負担(基準外繰入)のあり方については、当審議会のご議論を踏まえ、目標資金残高11.5億円(運転資金1.5億円+災害復旧費10億円)を確保でき、有期であるパターン③を採用しました。

【財源のあり方】

| 項 目 | | 内 容 |
|---------|-------|--|
| 下水道使用料 | | 現行の下水道使用料体系を維持する。 |
| 企業債 | | 企業債は、投資計画のうち管更生工事を起債対象とし、起債充当率を30%と設定する(後年度負担を考慮し、基準外繰入がない場合でも、資金ショートしない水準である30%まで起債充当率を下げる)。木津川流域下水道の建設負担金の財源は100%起債充当。 |
| 一般会計繰入金 | 基準内繰入 | 一般会計からの基準内繰入は今後も継続する方針とする。 |
| | 基準外繰入 | 公共下水道事業債について、過去(令和3年度以前)に借入れた分の元金償還額の40%を一般会計繰入金として繰入れる。 |